

議案第 63 号

議決第 号

始良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月1日 提出

始良市長 米丸 麻希子

始良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

始良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成22年始良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第5条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。